

令和7年度 社会福祉法人指導監査の結果概要

1 指導監査の実施状況

令和7年度は、11法人を対象として指導監査を実施しました。

このうち、4法人への指導監査は、三重県福祉監査課が行う社会福祉施設指導監査と同日に実施しています。

(1) 実施状況

指導監査実施数 11法人 (対象法人数 30法人)

対象法人数は、年度当初の鈴鹿市が所管する法人数です。

(2) 指摘状況（文書及び口頭指摘）

指摘ありの法人数 11法人 (うち文書指摘 2法人)

指摘なしの法人数 0法人

合計 11法人

(3) 指摘の項目別件数

指 摘 項 目	指摘件数
I 法人運営	39
1 定款の状況	4
2 評議員・評議員会の状況	19
3 理事の状況	3
4 監事の状況	3
5 理事会の状況	8
6 評議員、理事、監事の報酬の状況	2
II 事業	1
1 事業一般の状況	1
2 社会福祉事業の実施状況	0
3 公益事業の実施状況	0
4 収益事業の実施状況	0
III 管理	87
1 人事管理の状況	0
2 資産管理の状況	3
3 会計管理の状況	64
4 その他	20
合 計	127

※ I - 2 「評議員・評議員会の状況」の主な指摘

- ・評議員の任期について、定款に規定された期間を超えている。
- ・理事及び監事並びに評議員を再任するとき、評議員会並びに評議員選任・解任委員会で決議していない。

I - 5 「理事会の状況」の主な指摘

- ・決議の省略にて理事会を開催するにあたり、理事からは同意書を、監事からは異議確認書を徴していない。
- ・理事長による職務の執行状況が、実際に開催された理事会において定款で定める回数以上、報告されていない。

(社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第2項の規定により、報告の省略はできない。)

II - 1 「事業一般の状況」の指摘

- ・定款に記載していない事業を実施している。

III - 3 「会計管理の状況」の主な指摘

- ・経理規程に定めるところにより事務処理が行われていない。
- ・計算書類に整合性がとれていない。

III - 4 「その他」の主な指摘

- ・経理規程どおり、契約が適正に行われていない。
- ・法人が登記しなければならない事項について、期限までに登記がなされていない。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

令和7年度は、1法人に対し確認監査を実施し、改善状況の確認とあわせて、今後予想される指摘事項への改善方法を提案しました。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人に、随時、特別監査を実施していません。

令和7年度は、対象となる法人はありませんでした。

(6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその

運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

令和7年度は、1法人に対し、社会福祉法人の目的である事業を行うよう改善勧告を実施しました。しかし、勧告を受けた法人は当該勧告に従わなかったため、鈴鹿市ウェブサイトにてその旨を公表しています。

（7）行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

令和7年度は、1法人に対し、改善勧告と同内容での改善命令を実施しました。しかし、命令を受けた法人は当該命令に従わず、一年以上にわたって目的とする事業を行わないため、解散命令を実施しました。